

## Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」の利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高知県へのUターンを高知県内外に促すためのキャンペーンソング「最高知!」(以下「キャンペーンソング」という。)の利用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### (利用許諾申請及び利用許諾)

第2条 キャンペーンソングを利用しようとする者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第22条に規定する公衆に直接見せ又は聞かせることを目的とする場合、この要綱を遵守することを前提に、あらかじめ高知県知事(以下「知事」という。)に「Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾申請書(第1号様式)」(以下「申請書」という。)を提出し、許諾を受けなければならない。ただし、著作権法第38条第1項の規定により公に上演等することができる場合はこの限りでない。

2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾書(第2号様式)」(以下「利用許諾書」という。)又は「Uターン促進キャンペーンソング利用不許諾書(第3号様式)」により申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により許諾する場合において、利用にかかる許諾条件(以下「許諾条件」という。)を付することができる。

### (利用許諾の期間)

第3条 キャンペーンソングの利用許諾の期間は、利用を許諾した日から3年間を限度とする。

### (利用許諾の制限)

第4条 知事は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、キャンペーンソングの利用を許諾しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するとき。
- (2) 高知県の信用やイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動等に利用するとき。
- (4) 別表に掲げるいずれかに該当するとき。
- (5) その他キャンペーンソングの利用が適当でないと認められるとき。

### (利用責任)

第5条 知事から利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、キャンペーンソング

を利用したことにより第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を追うものとし、高知県に迷惑を及ぼしてはならない。

- 2 利用者は、キャンペーンソングの利用により高知県に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらずこれによって生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

(第三者に関する権利侵害)

第6条 利用者は、キャンペーンソングの利用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を追うものとし、高知県はその侵害についての一切の責を負わないものとする。

(利用許諾の変更)

第7条 利用者は、許諾事項に変更が生じる時は、「Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾変更申請書(第4号様式)」と利用許諾書の写しを知事に提出し、改めて変更後の利用許諾を受けなければならない。

- 2 第3条の規定は、前項に規定する利用許諾書の変更申請に準用するものとする。

(利用許諾の取消の届出)

第8条 利用者は、キャンペーンソングの利用を許諾の期間終了前に終了するときは「Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾取消届(第5号様式)」と利用許諾書の写し(変更があったときは変更後のもの)を知事に提出しなければならない。

(利用許諾の取消事由)

第9条 知事は利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱または許諾条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるキャンペーンソングの利用をしたとき。
- (3) 第4条第3項各号のいずれかに該当してキャンペーンソングを利用したとき。
- (4) 次条の調査に応じないとき。

- 2 前項の規定による利用許諾の取消による利用者の損失については、知事はその一切の責めを負わないものとする。

(利用状況の調査)

第10条 知事は、利用を許諾したキャンペーンソングの利用状況について調査をすることができる。この場合、利用者は知事からの調査の通知を受けた場合は、キャンペーンソングの利用状況について知事に報告しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第 11 条 知事は、キャンペーンソングに利用の許諾等にあたり取得した申請者の個人情報を、高知県個人情報保護条例（平成 13 年高知県条例第 2 号）により、適正に取り扱わなければならない。

(利用料)

第 12 条 第 2 条第 1 項本文に規定するキャンペーンソングを利用する場合の利用料は、無料とする。

(目的外利用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第 13 条 利用者は、第 2 条の許諾を受けた事項以外の目的にキャンペーンソングを利用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

2 キャンペーンソングに関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(第1号様式)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所 〒

氏 名

担当者名

電話番号

Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾申請書

Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」の利用について下記のとおり申請します。

記

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| キャンペーンソングを<br>利用する用途 |              |
| 利用期間                 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 備 考                  |              |

※複数の用途に利用する場合は、その用途を記入してください。

(第 2 号様式)

Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾書

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 利用者の住所<br>及び氏名<br>(事業者名) |              |
| キャンペーンソングを<br>利用する用途     |              |
| 利用期間                     | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 利用許諾番号                   |              |
| 備 考                      |              |
| 許諾条件                     |              |

上記のとおり利用を許諾します。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

(第 3 号様式)

Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用不許諾書

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 利用者の住所<br>及び氏名<br>(事業者名) |              |
| キャンペーンソングを<br>利用する用途     |              |
| 利用期間                     | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 不許諾の理由                   |              |
| 備 考                      |              |

上記のとおり利用を不許諾とします。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

(第4号様式)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所 〒

氏 名

担当者名

電話番号

Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾変更申請書

利用許諾を受けた事項について下記のとおり変更したいので、申請します。

記

|                |  |
|----------------|--|
| 利用許諾番号         |  |
| 利用許諾を<br>受けた用途 |  |
| 変更事項           |  |
| 変更の理由          |  |
| 備 考            |  |

※利用許諾書の写し（変更があったときは変更後のもの）を添付してください。



(第5号様式)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所 〒

氏 名

担当者名

電話番号

Uターン促進キャンペーンソング「最高知!」利用許諾取消届

利用許諾を受けた事項について下記により利用を終了しますので届け出ます。  
記

|            |       |
|------------|-------|
| 利用許諾番号     |       |
| 利用許諾を受けた用途 |       |
| 利用終了日      | 年 月 日 |
| 利用中止の理由    |       |
| 備 考        |       |

※利用許諾書の写し（変更があったときは変更後のもの）を添付してください。